

# 「令和 8 年熊本地震」により被災された皆様へ

修理を依頼する前にちょっとお待ちください！

被災した住宅の修理を支援する応急修理制度があります！

## ○災害救助法に基づく「住宅の応急修理」とは

災害のため住家被害を受けた世帯に対し、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分について、市町村が応急的な修理を行い（市町村が業者に依頼し、修理費用を市町村が直接業者に支払う）、元の住家に引き続き住むことができるようにするものです。

## ○対象者（いずれにも該当）

- 1 「大規模半壊」の住家被害を受けた世帯又は、「中規模半壊」、「半壊」若しくは「準半壊」の住家被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯。
- 2 そのままでは住むことができない（日常生活に不可欠な部分に被害がある）状態にあること。
- 3 応急修理を行うことで被害を受けた住宅での生活が可能と見込まれること。

※全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはなりません。応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象になります。

## ○基準額

- 1 世帯あたりの限度額は以下のとおりです。

- (1) 全壊、大規模半壊、中規模半壊、又は半壊の被害を受けた世帯

757,000 円以内（消費税込み）

- (2) 準半壊の被害を受けた世帯

367,000 円以内（消費税込み）

※ 同じ住宅に 2 以上の世帯が同居している場合は 1 世帯当たりの額以内になります。

ただし、世帯ごとに必要最小限度の部分が異なる場合には、世帯ごとに対象部分を判断することになり、世帯ごとに 1 世帯あたりの額以内になります。

## ○応急修理の範囲

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所です。

- (1) 今回の災害と直接関係ある修理のみが対象となります。
- (2) 内装に関するものは原則として対象となりません。
- (3) 家電製品は対象外です。

※別紙 1 の「住宅の応急修理にかかる工事例」を参照してください。

## ○手続きの流れ

被災された市町村の窓口でお申込みください。

※別紙２の「住宅の応急修理の手続及び流れ」を参照してください。

## ○申込時に提出していただく書類

- (1) 住宅の応急修理申込書
- (2) 住宅の被害状況に関する申出書
- (3) 罹災証明書
- (4) **修理前の被害状況が分かる写真**
- (5) 修理見積書
- (6) 資力に関する申出書
- (7) 「住宅の応急修理」申込チェックシート

修理業者に代金を支払ってしまうとこの制度は利用できません。事前に下記の窓口にご相談ください！！

カメラがない場合は、スマホで構いません。必ず修理前の写真を撮影してください！！

## ○応急修理期間中における応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）等の使用

応急修理期間中に賃貸型応急住宅等を使用することができます。

- (1) 対象者は、応急修理の期間が１か月を超えると見込まれる方であって、半壊以上で自らの住居に居住できず他の住まいの確保が困難な方となります。
- (2) 賃貸型応急住宅の入居期間は原則６か月とし、応急修理が完了した場合は速やかに退去する必要があります。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではありません。

※手続きについては、被災された市町村の賃貸型応急住宅等の窓口でご相談ください。

## ○借家の取扱い

借家は一般的にはその借家の所有者・管理者が修理を行うこととなります。

借家の所有者が応急修理を行うだけの貯金がない、一時的な借入れができず、修理ができないとは考えにくいです。そのため、借家の応急修理については、所有者に資力がなく、応急修繕を実施できない状況したにあるか否かを所得証明書やその他資料で厳格に確認したうえで、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所を確保できない場合は、所有者の同意を得て応急修理を行うことができる場合があります。詳しくは被災された市町村にご相談ください。

※借家の所有者が法人の場合は、資力がないとは考えにくいため、応急修理の対象となりません。

【問い合わせ先】

山鹿市 福祉課

電話：０９６８－４３－１１６７

## 住宅の応急修理に係る工事例

## 1 応急修理の工事例

- (1) 壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む）
- (2) 傾いた柱の家起こし（筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る）
- (3) 破損した柱梁等の構造部材の取替
- (4) 浸水した床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない畳の補修を含む。）
- (5) 浸水した壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。壁の修理とともに断熱材や壁紙の補修）
- (6) 壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。）
- (7) 壊れた建具の補修（破損したガラス、アルミサッシ、玄関扉）
- (8) 壊れた給排気設備の取替
- (9) 上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む）
- (10) 電気、ガス、電話等の配管の配線の補修（スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む）
- (11) 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替（設備の取替を行う場合は、同等品であれば差し支えない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。）
- (12) 屋外給湯器（エコキュートやエコジョーズ等同等品への交換）

## 2 応急修理の基本的考え方

- (1) 台風などに起因する災害被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
  - (例) ○壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）
    - 壊れた便器の取り替え（被災前から温水洗浄便座が備わっている場合は修理可。新規設置は、修理ではないため対象外。）
    - 割れたガラスの取り替え（取り替えるガラスは複層ガラス（ペアガラス等）でも可）
    - ×古くなった壁紙の貼り替え
    - ×古くなった屋根葺き材の取り替え
- (2) 浸水した内装に関するものは対象として差し支えないが、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。
  - ・壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合は、日常生活に必要欠くことのできない部分の破損箇所である場合は対象となる。
  - ・壊れた壁の修理とともに断熱材・壁紙の補修を実施する場合には対象とする。(例) ×単に古くなった畳や壁紙のみの補修（災害に起因しない修理は対象外）

- (3) 畳の部屋を床板の部屋にする等修理の方法は代替措置でも可とする。  
(例) ○柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
- (4) エアコンや食器洗浄機等の家電製品は対象外である。
- (5) 靴箱、収納（床下収納含む）、仏間、床の間は修理の対象外
- (6) 障子や襖の張替えは修理の対象外（水害により、骨組みが破損や反りかえってしまった場合は対象となる。
- (7) トイレが2箇所以上ある場合で、1個は使用が可能な場合には対象外

### 3. 証拠写真の提出

- (1) 「救助の必要性」、「内容の妥当性」を確認する必要があることから、修理前、修理中、修理後の写真を撮影し、必ず提出すること。
- (2) 修理前又は修理中のいずれかの写真を撮り忘れた場合において、応急修理の申請を行う際には、修理業者が修理前の状況、修理を行わなければならない状況等について図面に破損箇所等を印した上、破損状況等を記載し、どのような応急修理を施工するか（施工したか）を詳細に『「被災した住宅の応急修理」証拠写真代替資料』（以下、「証拠写真代替資料」という。）（様式第8号）に記載するとともに、修理業者としてこれを証明することで、証拠写真の代替として差し支えない。

なお、「証拠写真代替資料」については、被災者や自治体が代筆することは認めない。（単に「修理を急いでいたため、写真を撮り忘れた」等の理由は応急修理を実施した内容の証明にはならない。）

「証拠写真代替資料」を使用する場合は、真にやむを得ない場合であり、必ず写真の提出を依頼すること。

図 1 住宅の応急修理の手続き及び流れ

